

特定非営利活動法人 The Tree of Minority Tribes 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 The Tree of Minority Tribes という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、大分県日田市大字高瀬 16 番地の 18 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア・アフリカの少数民族に対し、医療支援並びに地域発展活動に関する事業を行い、各地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動
- ③ 国際協力の活動
- ④ 職業能力の開発又は、雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑤ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- ① カンボジアのアンコール小児病院における運営サポート、及び医療支援・保健教育と向上を図る事業
- ② タイ国北部のビルマ・ミャンマー・ラオスの国境地帯（ゴールデントライアングル）での地域発展活動（田畠の開墾、学校や水道施設の建設等）の支援事業
- ③ カメルーン・ミンドゥルー地方のピグミー族に対する物資・資金支援や医療活動。又、教育体制の確立や職業能力開発、雇用機会拡充の支援、環境整備・自然保護のサポート事業
- ④ 広報事業
- ⑤ その他、上記各号に付帯する全ての事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

② 名誉会員 この法人に対し、功労有る者で、理事会において名誉会員として推薦を受けた個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会に関しては、特に条件を定めない

- ① 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。
- ② 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき
- ② 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅した時。
- ③ 継続して3年以上会費を滞納した時。
- ④ 除名された時。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名する事が出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款などに違反した時。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5人以上
- ② 監事 2人以上

(理事長及び副理事長)

第14条 理事の内、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は会員の内から選任する。

- ① 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選する。
- ② 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
- ③ 監事は、理事又は、この法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- ① 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は、理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
- ② 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実が有る事を発見した場合には、これを、総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- ① 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。
- ② 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
ただし、これを根拠に1年以上任期を延長することは出来ない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを解任する事が出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障の為、職務の遂行に耐えられないと認められる時。
- ② 職務上の義務違反、あるいは、その他役員としてふさわしくない行為があつた時。

(報酬等)

第21条 役員の報酬については次のように定める。

- ① 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。
- ② 役員には、その職務を遂行するため必要とした費用を弁償することが出来る。
- ③ 本条に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- ① 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員を以って構成する。

(機能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 理事会での決定事項に関する承認
- ⑤ 監事の報告に関する承認

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

(臨時総会)

第27条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め召集の請求をした時。
- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面を以って召集の請求があった時。
- ③ 第 17 条第 4 号の規定により、監事から召集があった時。

(招集)

第28条 総会は、第 27 条第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- ① 理事長は、第 27 条第 1 号及び第 2 号の規定による請求が有った時は、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- ② 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以って少なくとも 5 日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ、議事を開き決定することが出来ない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第2号の規定によって予め通知した事項とする。

- ① 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数を以って決し、可否同数の際は、議長の決する所による。

(表決権)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- ① 止むを得ない理由の為、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面を以って表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任する事が出来る。
② 前項の規定により表決した正会員は、第30条、第31条1号、第33条第2号及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。
③ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(総会議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
③ 審議事項
④ 議事の経過の概要及び議決の結果
⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

(総会議事録署名人)

第34条 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び收支予算並びにその変更

- ② 事業報告及び収支予算
- ③ 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ④ 入会金及び会費の額
- ⑤ 借入金（その事業年度内の収入を以って償還する短期借入金を除く。第 55 条に於いて同じ）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑥ 事務局の組織及び運営
- ⑦ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ⑧ 総会に付記すべき事項
- ⑨ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めた時
- ② 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面を以って招集の請求が有った時。
- ③ 第 17 条第 5 号の規定により、監事から招集が有った時。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- ① 理事長は、第 37 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求が有った時は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- ② 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以って、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第 38 条第 2 号の規定によって予め通知した事項とする。

- ① 理事会の議事は、理事総数の過半数を以って決し、可否同数の際は、議長の決する所による。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- ① 止むを得ない理由の為、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面を以って表決することが出来る。
- ② 前項の規定により表決した理事は、第 42 条第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- ③ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(理事会議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する事。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

（理事会議事録署名人）

第43条 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以って構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

（資産）

第45条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第46条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計）

第48条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決と総会の承認を経なければならない。

（暫定予算）

第50条 前条の規定にかかわらず止むを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日迄、前事業年度の予算に準じ収入支出する事が出来る。

- ① 本条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予想外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることが出来る。

- ① 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第52条 予算議決後に止むを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をする事が出来る。

(事業報告及び予算)

第53条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- ① 決算上、剩余金を生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(臨機の措置)

第55条 予算を以って定めるものの他、借入金の借り入れ、その他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
② 資産に関する事項
③ 広告の方法

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
③ 正会員の欠亡
④ 合併
⑤ 破産手続き開始の決定
⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し
⑦ 本法人の設立の目的が完遂された時

(解散の承諾)

第58条 前条第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(解散の認定)

第59条 第57条第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が、解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内、日田市に譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとする時は、総会に於いて正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- ① この定款はこの法人設立の日から施行する。
- ② この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	石田 こずえ
副理事長	内村 博
理事	岩里 正生
理事	本川 登志子
理事	金子 愛
監事	高木 信一
監事	古川 克敏

- ③ この法人の設立当初の役員の任期は、第18条の規定に関わらず成立の日から平成19年5月30日迄とする。
- ④ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第49条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- ⑤ この法人の設立当初の事業年度は第54条の規定に係わらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- ⑥ この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

入会金 0円 年会費 1口 1500円